多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和7年8月18日 軽 米 町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第8条第4項において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同法第8条第4項において準用する同法第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等			
1号	2号	3号 事業	4号 事業	地域	重点区域との 重複の有無	実施期間	実施主体
0				山口地域	無	令和5年度 ~ 令和9年度	山口地域資源保全会